「令和4年度文化経済戦略推進事業」実施業務仕様書

1. 趣旨・事業概要

本事業は、文化を起点に産業等他分野と連携した創造的活動によって新たな価値を創出し、その新たな価値が文化に再投資され持続的な発展につながる「文化と経済の好循環」の実現に向けた実証を行うものである。

令和3年度事業では、東京国立近代美術館及び国立文楽劇場を対象に、文化芸術組織が自ら企業からの投資を呼び込む体制や、経営の観点から持続性のある運営等の設計を目指した実証を行い、課題の洗い出しを行った。

今年度は、令和3年度の成果をもとに、東京国立近代美術館及び国立文楽劇場の運営 力向上に向けた取組を実施する。

2. 業務内容

- (1) 2025 年大阪万博に向けた国立文楽劇場(大阪市)及び文楽自体の事業活性化の具体的な実施計画の策定、それに向けた劇場運営者や担い手、地元自治体、地元経済界、有識者等による検討会議の設置・運営。併せて、そこで示された検討課題の解決に向けた取組の実施等。
- (2) 東京国立近代美術館におけるファンドレイジングの実証。特に、2022 年度に開催される自主企画の「大竹伸朗展」を対象に、美術館内部の担当者と協力しながら、実際に協賛者からの資金獲得を行う。併せて、今後、他事業にも展開できるようスキームや手法を構築する。なお、ファンドレイジングの実施に当たっては、日本企業はもちろん、外資系企業、外国大使館などを含む国際的な観点からアート関連のファンドレイジングの実績を有するものを配置すること。
- (3) その他、事業趣旨に合致した関連調査等の実施。

3. 委託内容

- (1) 本事業に関する事務局等業務
- (2) 本事業の実施に関する業務
- (3) 本事業の成果及び効果の定量的・定性的分析に関する業務
- (4) その他上記(1)から(3)の業務に付随する必要な業務

4. 事業報告書

- (1) 事業の進捗については、文化庁に随時報告するとともに、報告書を提出すること。
- (2) 報告書は本仕様書及び「文化庁委託業務実施要項」、契約書及び担当官の指示に従って作成すること。

- 5. 著作権、成果物等の取扱い
 - (1) 本事業の実施に当たり発生した著作権、成果物等については、原則として文化庁に帰属するものとする。
- (2) 本事業の実施にあたっては、著作権、成果物等の保護に十分配慮するものとする。
- 6. 成果物

報告書・・・紙媒体10部(簡易冊子で可)、電子媒体(PDF、電子メールにて提出)

- 7. 成果物の納入期限・場所
- (1)納入期限 令和5年3月31日
- (2)納入場所 〒100-8959

東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 2 文化庁文化経済・国際課 kei-sai@mext.go.jp